

第 1 章 計画策定の趣旨

第 1 節 計画策定の目的

現在の廃棄物処理においては、廃棄物の量的な増大や質的な多様化に伴う深刻な問題が多く、環境への負荷を低減させることが求められている。これは、「大量生産・大量消費・大量廃棄」を基調とした近年の経済活動やライフスタイルが背景となっている。このような諸問題を解決して環境負荷を低減するためには、循環型社会の形成が必要不可欠であり、そのための廃棄物及びリサイクル関連法が図 1-1-1 に示すとおり体系的に整備されている。

平成 30 年 4 月に閣議決定された、国の第 5 次環境基本計画では、環境・経済・社会の課題として、

○環境の課題

- ・温室効果ガスの大幅削減
- ・資源の有効活用
- ・森林・里地里山の荒廃、野生鳥獣被害
- ・生物多様性の保全 など

○経済の課題

- ・地域経済の疲弊
- ・新興国との国際競争
- ・A I、I o T等の技術革新への対応 など

○社会の課題

- ・少子高齢化・人口減少
- ・働き方改革
- ・大規模災害への備え など

が示されており、このような課題を考慮した廃棄物処理を進めていく必要がある。

一方、生活排水処理に関しても、水環境保全の観点から下水道整備や浄化槽設置を推進しているが、近年における生活様式等の変化に伴い、し尿や生活雑排水等の生活排水も質的、量的に変化していることから、これらに応じた生活排水の適正な処理が不可欠となっている。

熊取町（以下「本町」という。）では、循環型社会形成の実現に向けた一般廃棄物（ごみ・生活排水）の排出抑制や減量化・再資源化及び適正な処理・処分を計画的に推進していくための方針、方向性等を明確にした「第 2 期一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画）」（平成 26 年 3 月策定、平成 31 年 3 月中間見直し、計画目標年次：令和 5 年度、以下「前計画」という。）に基づき施策を実施してきた。その基本的な方針、方向性を維持しつつ、環境・経済・社会情勢の変化に対応すべく、前計画について、直近 5 年の処理実績を踏まえ、実態に即した計画の策定を行うものとする。

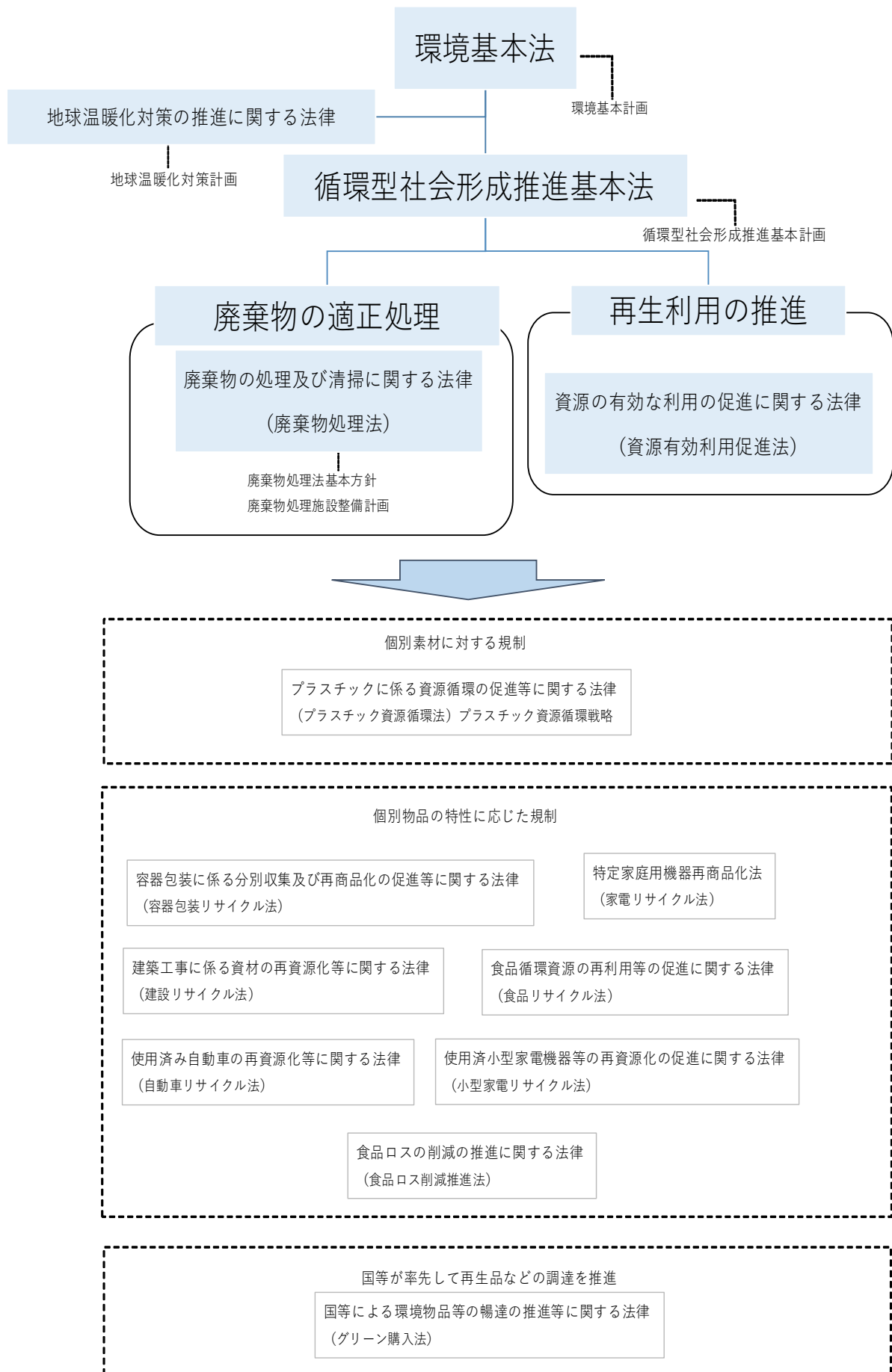


図1-1-1 廃棄物及びリサイクル関連法の体系図

第2節 計画の位置づけ

1. 他の計画等との関連

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」第1条の3の規定に基づいて策定するものであり、本町における一般廃棄物の排出抑制、減量化、再資源化ならびに適正処理に關しての長期的、総合的な方向性を示すものである。

したがって、本計画は、上位計画である「大阪府循環型社会推進計画（令和3年3月）」、「熊取町第4次総合計画（平成30年3月）」等との整合を図ることを前提として、上位計画における一般廃棄物処理事業に關する事項を明確にし、本町における具体的方向性を定める計画と位置づける。

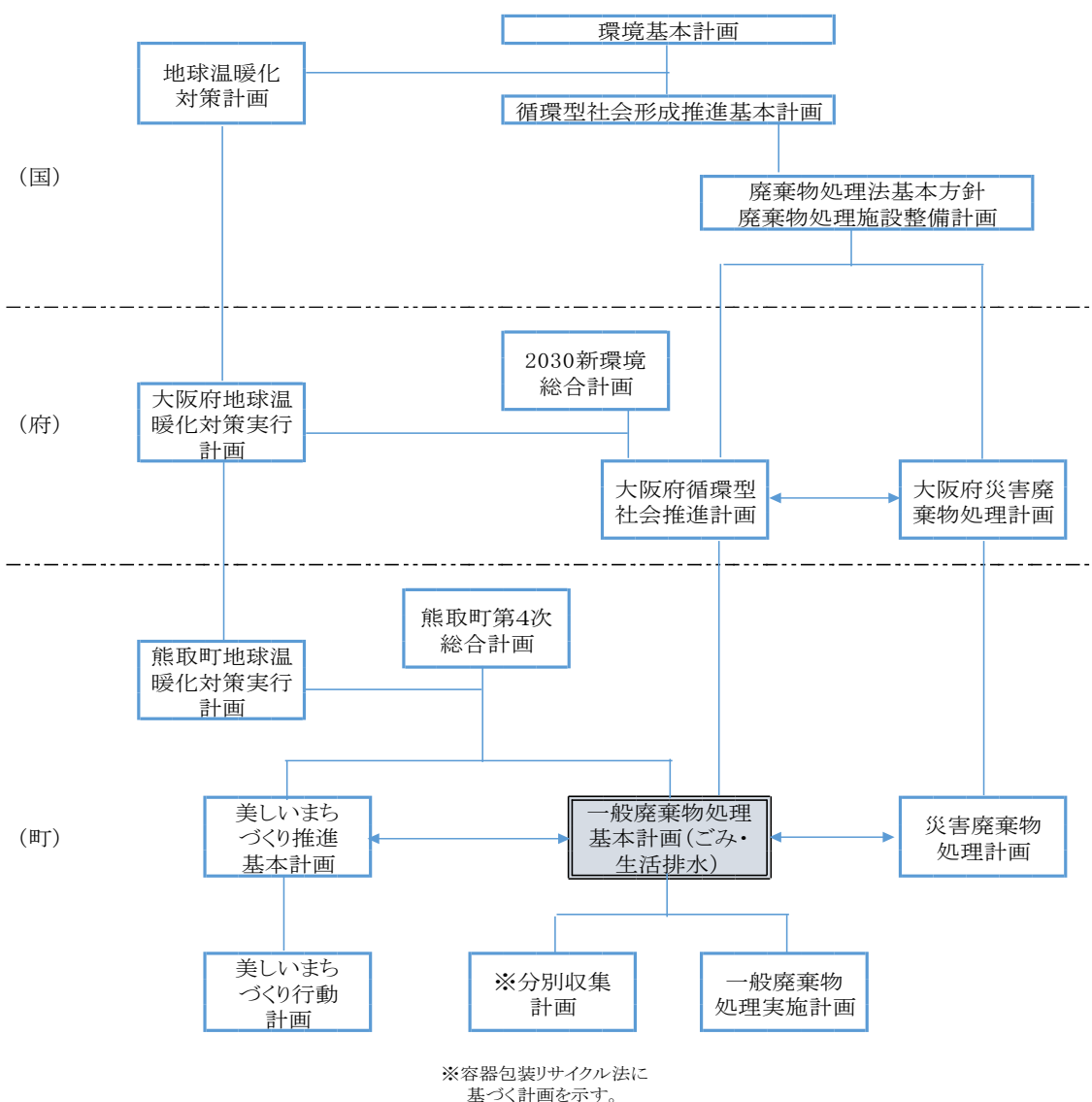


図 1-2-1 本計画と他計画との関係

2. 本町が行った宣言との関連

本町で行った宣言の一般廃棄物処理事業に関する事項を明確にし、本町における具体的方向性を定める計画と位置づける。

(1) くまとりプラスチックごみゼロ宣言

プラスチックごみによる深刻な海洋汚染は、不用意にごみとして捨てられたレジ袋やペットボトルなどのプラスチックごみが河川などを通じて海に流れ込むことにより生じている。また、細分化されたマイクロプラスチックによる生態系への影響も懸念されるなど、看過できない地球規模の問題となっている。そこで本町では、大阪府と大阪市による共同宣言「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」の趣旨に賛同し、平成31年2月に「くまとりプラスチックごみゼロ宣言」を行った。

(2) 熊取町気候非常事態宣言

近年、全世界で発生する強い台風や集中豪雨、干ばつや熱波などの極端な気象を引き起こす気候変動は、全世界的な課題であるとともに、安心安全な生活が脅かされる大きな問題となっている。そこで本町では、地球温暖化による気候変動への対策に注力し、SDGsが目指す「持続可能な社会」の実現に資するため、令和2年5月に「熊取町気候非常事態宣言」を表明した。

第3節 計画期間及び計画目標年次

一般廃棄物処理基本計画の目標年次は、ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月改定環境省）により、計画策定時より概ね10年～15年後とし、必要に応じて中間年度を設けることとされている。

本計画においては、計画初年度を令和6年度、計画期間を10年間と定め、令和15年度を計画目標年次とする。

なお、令和12年度に予定しているごみ処理施設の広域化の状況により、必要に応じて、随時見直す場合がある。

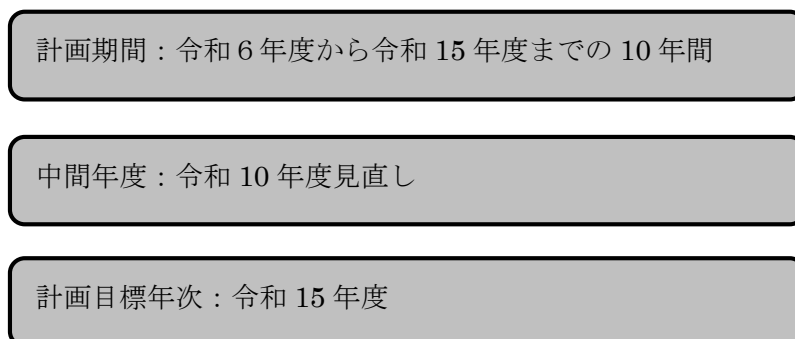


図 1-3-1 計画期間及び計画目標年次

第4節 計画の基本的な考え方

1. めざすべき将来像

熊取町総合計画の将来像である「住みたい 住んでよかった とともに作る” やすらぎ” と” ほほえみ” のまち」、大阪府が定める大阪府循環型社会推進計画の将来像である「大阪から世界へ、現在から未来へ 府民がつくる暮らしやすい資源循環型社会」との整合を図るため、「住み続けたい」「未来」「資源循環型社会」をキーワードとして、以下のめざす将来像を設定し、中長期的な視点をもって取組みを推進していく。

めざすべき将来像

未来へ向かって、資源循環型社会を実現するまち
～健やかに、安心して、住み続けたいと思えるまちづくり～

2. 実施主体

循環型社会の実現のためには、町（行政）のみならず、住民、事業者がそれぞれの果たすべき役割を認識したうえで、連携町は廃棄物の4Rや適正処理を推進するとともに、住民や事業者へ資源循環型社会の実現に向けた普及啓発等を積極的に行っていく。

また、住民には持続可能なライフスタイルへの見直しと、ごみの発生抑制・分別排出の徹底が、事業者には排出者責任という観点とともに、できる限り少ない資源で最低限必要な物の生産という事業運営をめざすことが求められる。

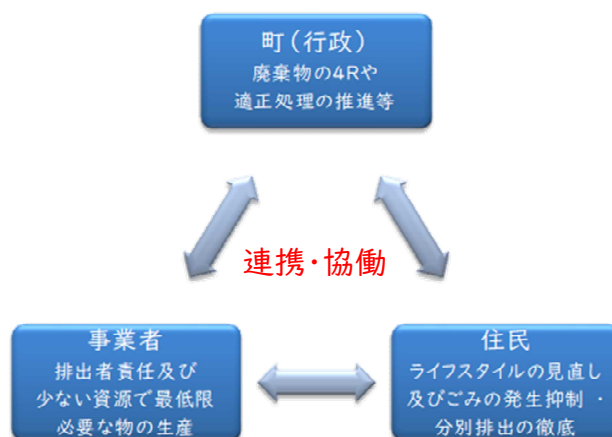


図 1-4-1 各主体の連携・協働のイメージ

3. 施策の体系

めざす将来像

未来へ向かって、資源循環型社会を実現するまち
～健やかに、安心して、住み続けたいと思えるまちづくり～

基本方針

《ごみ処理》 (P46～)

1. 環境への負荷の軽減を図る
2. 環境教育の充実を図る
3. 住民・事業者・行政が協働してごみ処理に取り組む
4. 安全・安心で確実な処理に取り組む

《生活排水処理》 (P94～)

1. 生活排水施設処理の整備
2. 水の適正処理に関する普及啓発の推進

具体的な施策・処理等

○…マークは重点取組

排出抑制・再資源化施策 (P51～)

- (1) 廃棄物減量等に関する組織運営
- (2) 広報・啓発活動の推進
- (3) 環境教育の推進
- (4) 資源ごみ分別収集の推進
- (5) 生ごみの自家処理促進
- (6) 粗大・不燃ごみの有料制 (電話申込制) の運用
- (7) 可燃ごみの有料制 (指定袋制) の運用
- (8) 包装廃棄物等の減量
- (9) 再生品の使用促進及び使い捨て品の使用抑制
- (10) 容器等の店頭回収の促進
- (11) 庁舎等における排出抑制
- (12) 事業者に対する減量化・再資源化要請とごみ処理手数料の見直し
- (13) 食品ロスの削減 …食品ロス削減推進計画として掲載(P60～)

排出抑制・資源化
(P97～)

収集・運搬
(P98～)

中間処理
(P100～)

最終処分
(P101～)

分別収集
(P66～)

ごみの適正処理

収集・運搬 (P68～) 中間処理 (P71～) 最終処分 (P73～)